

平成26年度業務試行実施要領（案）

平成26年5月

国土交通省 大臣官房 技術調査課

目 次

1. 試行の目的について	3
2. 試行1 業務内容に応じた適切な発注方式の選定について	4
3. 試行2 技術者評価を重視した選定について	9

1. 試行の目的について

建設コンサルタント業務等に関する調達方式の適切な選定等の考え方及び各方式の運用等については、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」の改正について」(平成23年6月30日付け国地契第16号、国官技第105号、国営整第62号、国北予第8号)及び「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」の一部改正について」(平成25年4月1日付け国地契第4号、国官技第18号、国営整第15号、国北予第9号)に基づき実施されているところある。

今般、クローズアップされている、プロポーザル方式の適切な選定をはじめとする、「業務内容に応じた適切な発注方式の選定」及び事務の簡素化と併せて技術者成績の配点ウエイトを拡大し、品質を確保する「技術者評価を重視した選定」といった、2つの課題への対応について、平成26年2月28日に開催された「調査設計等分野における品質確保に関する懇談会」(座長:小澤一雅東京大学大学院工学系研究科教授)に提案を行ったところ、平成26年度に試行を実施し、評価したうえで、本格導入を検討することが了承された。

これを踏まえ、本実施要領は、試行の具体的な内容と進め方、評価に必要なデータ類を予め示し、より円滑に実施されることを目的とするものである。

2. 試行1 業務内容に応じた適切な発注方式の選定について

1) 対象業務

河川事業、道路事業、地質調査、測量調査で発注される全業務

※ 都市事業、下水道事業、建築は、当面、見直しを行わないため、試行対象外。

2) 試行の内容

- ・上記4事業毎に示す「図1 【H26試行】発注方式選定表」に基づき、適切な発注方式を選定する。この選定の際には、発注担当課長は、業務内容との整合性を十分確認するものとする。
- ・試行は、平成26年6月16日以降に公示される業務全件を対象とする。

3) 試行業務の評価

試行結果の分析等に必要データを収集するため、以下の調査を実施する。

【業務公示段階の調査】

- ・「【H26試行】発注方式選定表」に対応した業務区分等を1ヶ月(1日～月末)ごとに整理し、大臣官房技術調査課へ翌月15日までに提出(「様式1-①業務公示段階の調査」の欄に記載)。

【契約後の調査】

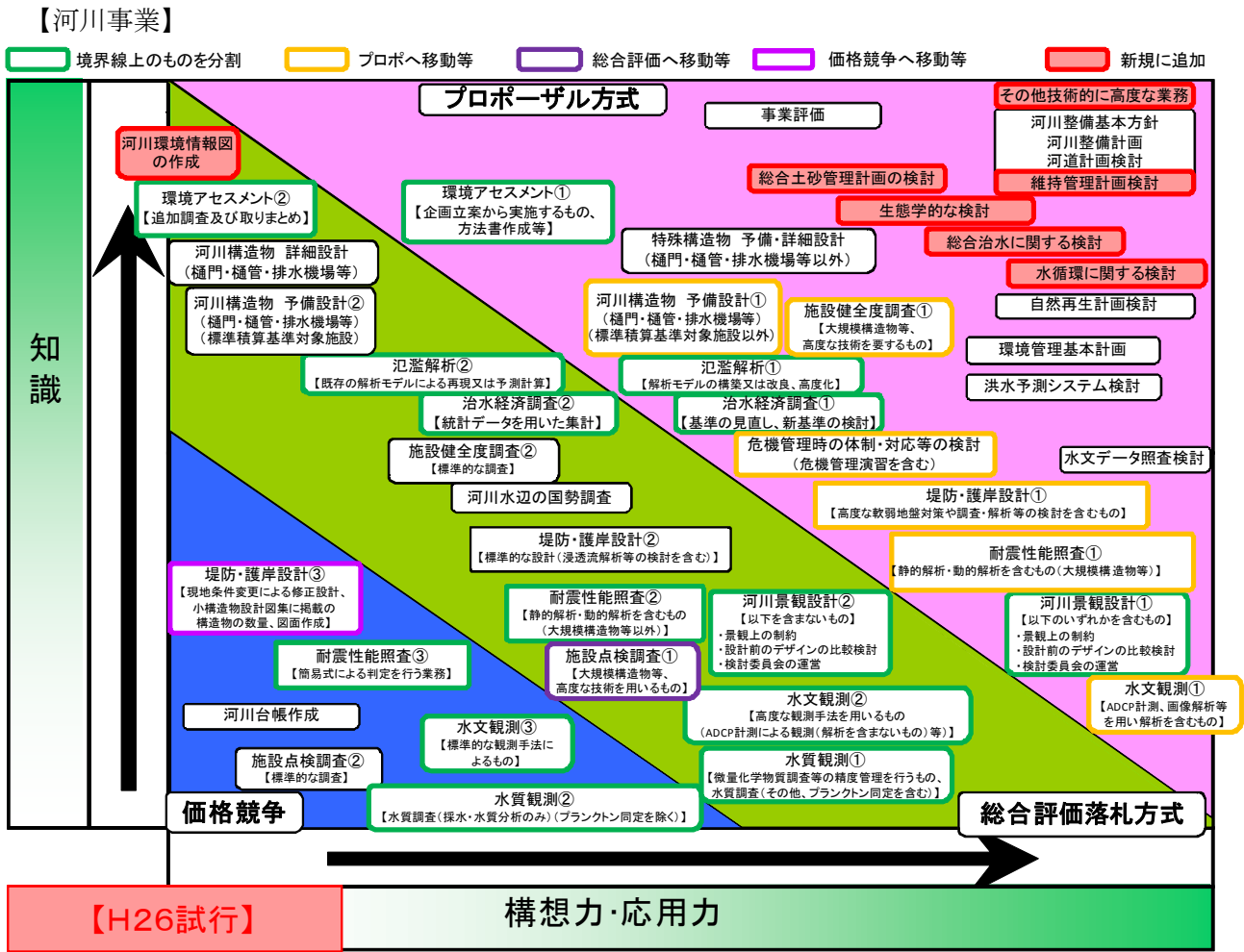
- ・入札結果に関する調査(「様式1-②契約後の調査」によるが、提出時期は別途指示)。

【業務成績評定点の調査】

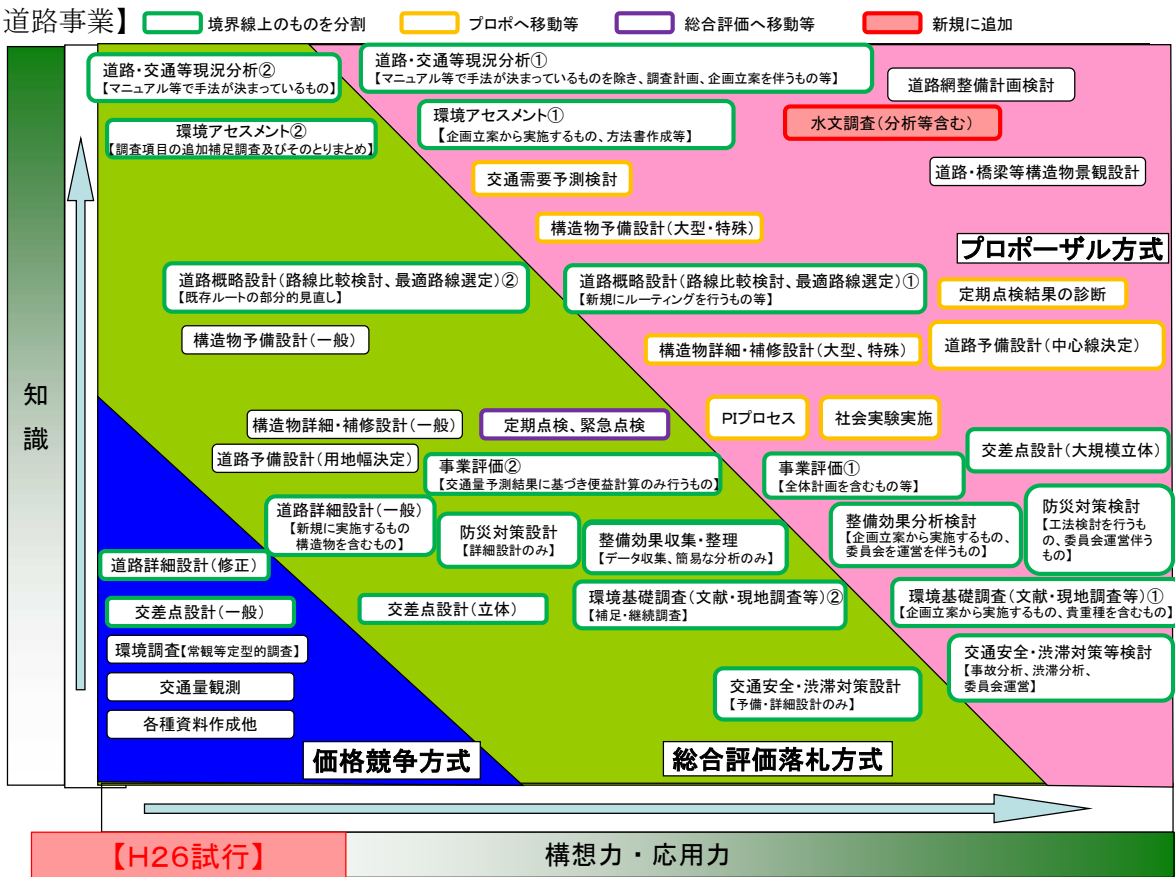
- ・業務成績評定点及びその詳細内訳の調査(「様式1-③業務成績評定点の調査」によるが、提出時期は別途指示)。

図1 【H26試行】発注方式選定表

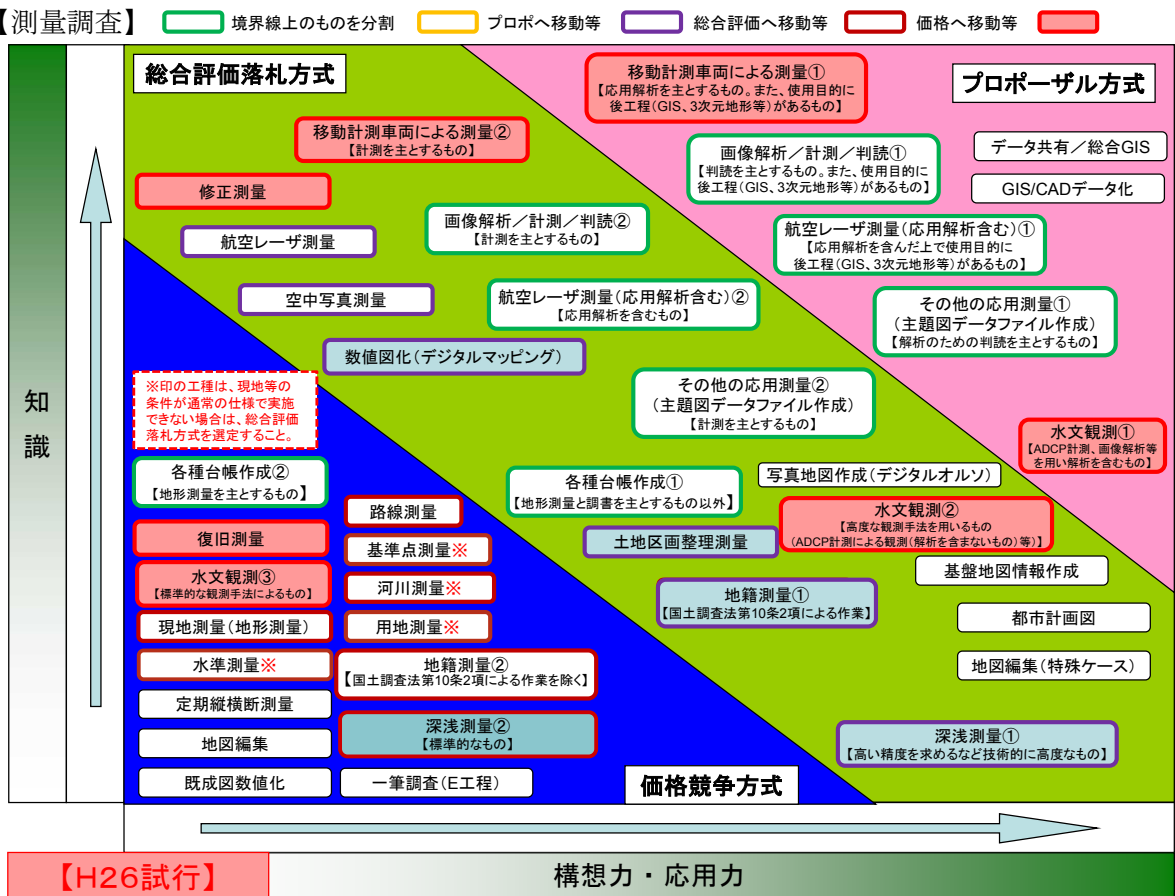
※本発注方式選定表は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。



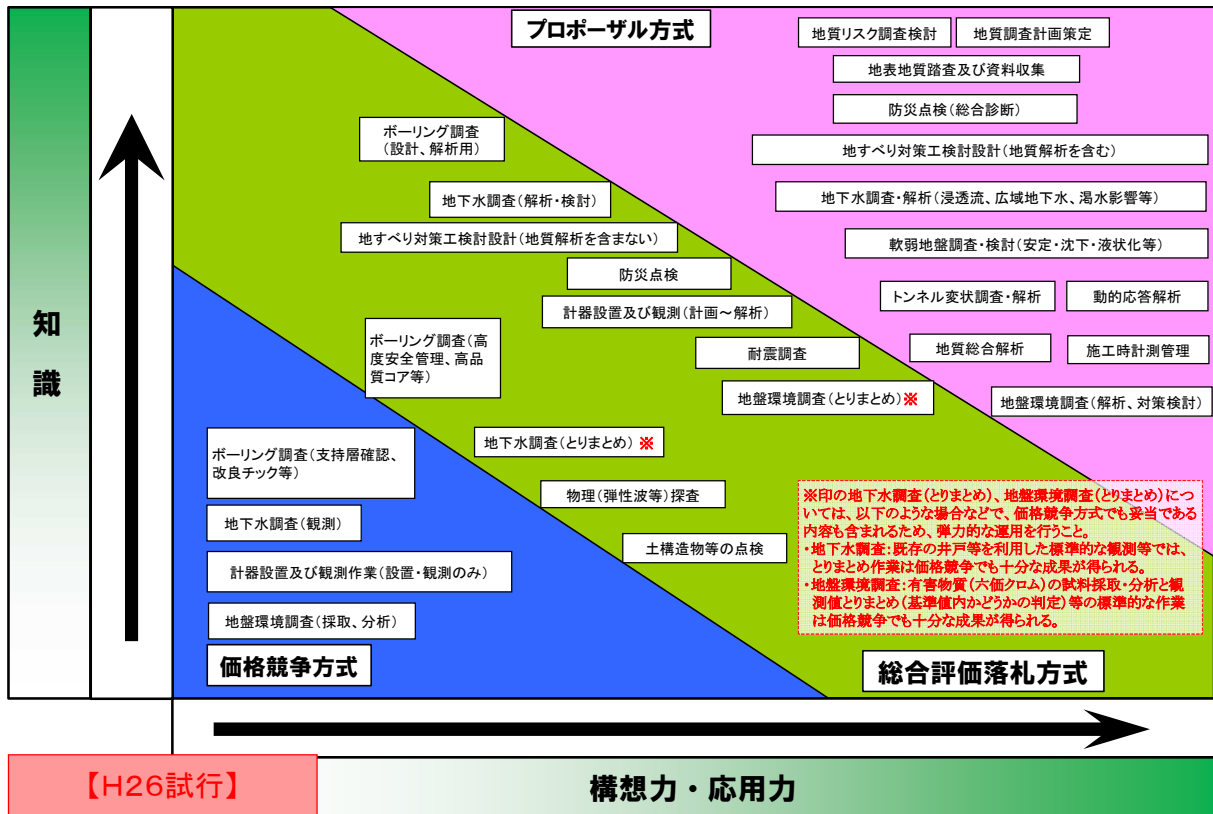
【道路事業】



【測量調査】



【地質調査】



(地質調査参考)

発注方式選定表上の業務名	適切な発注方式の例	業務内容	代表業務の例
地質リスク調査検討	プロポ	予備設計・概略設計に先立ち地質リスクを抽出し設計上の留意事項を検討し、明らかにする。既の実施されている予備・概略設計に対し地質リスクを最小とする観点でセカンドオピニオンを与える。	地質リスク検討業務、基本設計の地質リスク照査業務
地質調査計画策定	プロポ	地質リスクを踏まえ、事業目的に合致した適切で経済的な地質調査計画を策定し、調査業務仕様書に反映させる。	地質調査計画検討業務
地表地質踏査及び資料収集	プロポ	土木地形地質図作成のための、高い知識と経験を有する技術者による地表地質踏査と資料収集。	ダム周辺地質調査業務、原石山適地選定調査業務、トンネルルート選定業務
防災点検(総合診断)	プロポ	管内全域の防災点検結果に基づき、安定度を判断し、対策工の必要性を総合的に診断・評価する。	道路防災診断業務、道路防災対策検討業務
地すべり対策工検討設計(地質解析を含む)	プロポ	地すべり調査結果に基づき、地すべりの機構解析を行い、適切な対策工の検討や設計を行う。	地すべり機構解析業務、地すべり対策検討業務
地下水調査・解析(浸透流、広域地下水、湧水影響等)	プロポ	堤防等の浸透時の安定解析、および、トンネル・道路などの掘削工事に伴って生じる広域の地下水障害に対する影響解析など。	堤防浸透点検業務、工事に伴う周辺地下水影響調査検討業務、井戸枯れ検討業務、広域地下水総合検討業務
軟弱地盤調査・検討(安定、沈下、液状化等)	プロポ	軟弱地盤の対策工設計のための調査、解析、対策工検討。	軟弱地盤技術解析検討業務、盛土に伴う周辺構造物影響検討業務、液状化予測図作成業務
トンネル変状調査・解析	プロポ	変状を生じたトンネルに対する地質調査、変状メカニズムの検討、解析および対策工検討。既設トンネルへの工事影響検討。	トンネル変状調査検討業務、トンネル応力変形解析業務、トンネル近接施工に伴う周辺構造物への影響検討業務
動的応答解析	プロポ	耐震設計のための動的地盤応答解析を含む業務、および、盛土等の土構造物の耐震性検討。	盛土耐震性検討業務、堤防耐震性照査検討業務
地質総合解析	プロポ	ダムを始めとする重要構造物建設に際して、既存調査資料を網羅した総合的な判断、見解を含む解析。設計用地盤条件及び物性値の明示と、地質リスク評価。	ダム(トンネル、長大橋等)地質総合解析業務、地質調査資料総合検討業務、開削工事地盤総合検討業務
施工時計測管理	プロポ	高盛土、トンネル、大規模掘削等の施工時の計測と安定・沈下管理を実施して安定性を判断し、施工に対する留意事項を与える。	道路新設に伴う計測管理業務
地盤環境調査(解析、対策検討)	プロポ	調査結果に基づき、それに基づく地下水の流動解析、汚染経路の特定、対策工の検討などを行う。	地盤汚染調査検討業務、地盤振動対策検討業務、地下水汚染解析検討業務
ボーリング調査(設計、解析用)	総合評価(1.2~1.3)	的確な地層断面図の作成と、予備・詳細設計あるいは解析のための的確な地盤物性値ならびに設計用地盤条件を提案する。	地質調査業務、地質詳細調査業務
地下水調査(解析・検討)	総合評価(1.2~1.3)	水文調査に加え数値解析、対策工検討を実施する。	トンネル水文調査解析検討業務
防災点検	総合評価(1.2~1.3)	①落石・崩壊、②岩盤崩壊、③地すべり等の点検およびカルテ点検。	道路防災点検業務、道路防災カルテ点検業務
地すべり対策工検討設計(地質解析を含まない)	総合評価(1.2~1.3)	地すべり調査結果に基づき、適切な対策工の検討や設計を行う。	地すべり対策検討業務
計器設置及び観測作業(計画～解析)	総合評価(1.2~1.3)	盛土、掘削などの工事や地すべりに伴う計器の設置計画と観測計画の検討。	工事に伴う計器設置観測検討業務、地すべり観測検討業務
耐震調査	総合評価(1.2~1.3)	動的土質試験、PS検層など耐震検討のためのパラメータを得る調査・試験。液状化判定も含む。	耐震調査業務
地盤環境調査(とりまとめ)※	総合評価(1.2~1.3)	土壌・地下水の採取・分析結果や地下水流動解析結果に基づき対象エリア全体の汚染状況をとりまとめる。	土壌地下水汚染検討業務
ボーリング調査(高度安全管理、高品質コア等)	総合評価(1.1)	海上ボーリングや山地部のように慎重な安全管理や仮設に工夫が必要なボーリングや、地すべりやダムのように高品質コアが要求される地質調査。	地質調査業務(特殊仮設)、地すべり調査業務、ダムサイト地質調査業務
地下水調査(とりまとめ)※	総合評価(1.1)	水文観測結果のとりまとめ業務。	水文調査検討業務
物理(弾性波等)探査	総合評価(1.1)	弾性波探査等の物理探査業務	トンネル弾性波探査業務、河川堤防物理探査業務
土構造物等点検	総合評価(1.1)	盛土、トンネル等の点検	盛土変状点検業務、トンネル点検業務
ボーリング調査(支持層確認、改良チェック等)	価格競争	支持層の判定、軟弱層の厚さ確認などを目的とした標準貫入試験のボーリング。あるいは地盤改良後のN値確認等。	地質調査業務
地下水調査(観測)	価格競争	各種工事に伴う週へ地下水の観測作業。	水文観測作業
計器設置及び観測作業(設置・観測のみ)	価格競争	盛土、掘削等の工事や地すべり観測に伴う計器の設置作業とデータ観測。計画策定は含まず。	工事に伴う計器設置及び観測作業、地すべり観測業務
地盤環境調査(採取、分析)	価格競争	地盤環境業務における土壌・地下水の採取・分析作業。	土壌汚染分析業務

3. 試行2 技術者評価を重視した選定について

1) 対象業務

総合評価落札方式(標準型)で発注すべき内容の土木関係建設コンサルタント業務のうち、次の設計業務等から指定した試行規模件数を抽出する。

【河川事業】堤防・護岸設計

【道路事業】道路予備設計(用地幅)、構造物予備設計(一般)、
構造物詳細・補修設計(一般)、道路詳細設計(一般)

※ ただし、地質等においては、全体件数が少数なため、本要領では、試行対象としていないが、発注事務所等が自主的に実施することは否定しない。

2) 試行の内容

・次ページ以降に示す手続きによることを原則とする。

※本実施要領(案)に規定のない事項については、原則「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」(以下、本省ガイドラインと言う)によるものとする。

・試行件数は、本試行2の対象業務のうち、平成26年6月16日以降に公示される業務の概ね2割程度(事業毎)とする。

3) 試行業務の評価

試行結果の分析等に活用するため、以下の調査を実施する。

【「試行2」対象業務の調査】

・総合評価落札方式(標準型)で発注すべき内容の、上記対象業務に該当する全ての業務について、業務名等を記載し大臣官房技術調査課へ6月13日までに提出(「様式2-①「試行2」対象業務の調査」の欄に記載)。

【契約後の調査】

・入札結果に関する調査(「様式2-②契約後の調査」によるが、提出時期は別途指示)。

【業務完了後の調査】

- ・業務成績評定点及びその詳細内訳の調査(「様式2-③業務完了後の調査」によるが、提出時期は別途指示)。

【受発注者双方へのアンケート調査】

- ・「様式2」に記載された業務のうち、試行2対象業務についてのみ実施。
- ・「【H26試行2】技術者評価を重視した選定に関するアンケート(発注者用及び受注者用)」によるが、提出時期は別途指示。

平成26年度 試行2(技術者評価を重視した選定)の実施手続きについて

2-1 具体的な実施手順

本省ガイドラインにおける「総合評価落札方式(標準型)の実施手順」の通りとし、変更しない。

2-2 審査・評価に関する基本的な考え方

(1) 配点の基本的考え方

- 参加表明者(企業)や予定技術者の「資格・実績等」よりも「成績・表彰」の配点割合を高くする。ただし、「成績・表彰」を重視しすぎることにより企業の新規参入や若手技術者の起用を阻害しないよう配慮する。
- 参加表明者(企業)の評価よりも予定技術者の評価を重視する。

(2) 指名段階における配点

- 本省ガイドラインの通りとし、変更しない。

(3) 入札段階における配点

- 予定技術者の「実績等」「成績・表彰」及び「実施方針」に対する評価ウェイトは、「図2 技術者評価の基本的な考え方」による。

(4) 設計共同体に対する審査・評価

- 本省ガイドラインの通りとし、変更しない。

(5) 選定・指名者数の基本的な考え方

- 本省ガイドラインの通りとし、変更しない。

平成26年度総合評価落札方式(標準型)にて発注すべき業務の分類

右記以外の全ての業務	試行業務	
	対 象	【河川事業】 堤防・護岸設計 【道路事業】 道路予備設計(用地幅) 構造物予備設計(一般) 構造物詳細・補修設計(一般) 道路詳細設計(一般)
	試行件数	対象業務の概ね2割程度
※配点イメージは従来通り (1:2の配点イメージ)		
※評価テーマは設定しない ※価格点と技術点の割合は総合評価落札方式(1:3)の配点イメージと同様		
ヒアリングの実施 試行業務では、入札段階の技術評価において、 予定管理技術者の過去の実績 や 業務理解度、業務実施手順等 について、配置予定管理技術者と面談し、当該業務の履行に必要な技術力の確認を行うものとする。		

図2 技術者評価の基本的な考え方

2-3 試行業務における具体的な審査・評価について

(1) 入札説明書

手続き開始の公示を行う際に交付する入札説明書(通常指名の場合においては指名通知)において明示すべき事項を以下に示す。

1. 手続き開始の公示日
2. 契約担当官等
3. 業務の概要
 - (1) 業務名
 - (2) 業務の目的
 - (3) 業務内容
 - (4) 主たる部分
 - (5) 再委託の禁止
 - (6) 成果品
 - (7) 履行期間
 - (8) 電子入札
 - (9) その他
4. 指名されるために必要な要件
 - (1) 入札参加者に要求される資格
 - (2) 参加表明書に関する要件
 - (3) 入札参加者を指名するための基準
5. 参加表明書の提出等
 - (1) 作成方法
 - (2) 関連資料
 - (3) 提出期限、提出場所及び提出方法
6. 非指名理由について
7. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答
8. 総合評価に関する事項
 - (1) 落札者の決定方法
 - (2) 総合評価の方法
 - (3) 技術評価点を算出するための基準
9. 技術提案書の提出等
 - (1) 作成方法
 - (2) 技術提案書の無効
 - (3) 実施方針・業務フロー・工程表その他
 - (4) 提出期限、提出場所及び提出方法
 - (5) 既存資料の閲覧
 - (6) 実施方針に関するヒアリング
 - (7) 履行確実性に関するヒアリング

(8) 公示時点での予定管理技術者の手持ち業務(契約件数〇件・契約金額〇円)に関するヒアリング

(手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている他の業務を指す。)

10. 入札及び開札の日時及び場所
11. 入札方法等
12. 入札保証金及び契約保証金
13. 開札
14. 入札の無効
15. 手続きにおける交渉の有無
16. 契約書作成の要否
17. 支払条件
18. 火災保険付保の要否
19. 苦情申し立てに関する事項
20. 関連情報を入手するための照会窓口
21. その他の留意事項

※本省ガイドラインP33～P34からの変更事項

- ・下線部を追加
- ・評価テーマに関する部分を削除

(2) 指名段階での技術評価

本省ガイドラインの通りとし、変更しない。

(3) 入札段階での技術評価

入札参加者により提出された技術提案書等について評価する。以降に、評価基準及び評価ウェイト例を示す。

※ 予定管理技術者を対象に必ずヒアリングを実施すること。ヒアリングにあたっては、事前に提出された実施方針等の技術提案の内容及び予定管理技術者の過去の実績や業務理解度、業務実施手順について確認するものとする。

なお、その際、予定管理技術者の手持ち業務（契約件数〇件、契約金額〇円）についても聴き取りを行うものとする。

また、試行業務においては、本省ガイドラインP42～P43における「イ 必要に応じて設定する項目」は、原則として設定しないものとする。

試行業務の入札段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例

【①予定管理技術者の評価】

評価項目			評価の着目点		評価ウェイト	
						判断基準
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	<p>過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】</p> <p>下記の順位で評価する。 ① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：〔参考8〕に同種・類似業務の取扱事例について示す。】</p>	10% (5%～10%)

評価項目			評価の着目点		評価ウェイト	
			判断基準			
予定技術者の経験及び能力	成績・表彰	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	<p>過去〇年間に担当した業務の業務成績【過去4年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の割合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの（最大8年）とする。】</p> <p>平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の平均技術者評定点を下記の順位（案）で評価する。</p> <p>① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ： 〇〇点未満</p> <p>※業務成績は、1点刻みで評価することを原則とする。</p> <p>なお、成績評定を受けた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇除く）発注業務の業務実績がない場合には加点しない。</p> <p>【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】</p>	40% (40%～45%)
				過去〇年間の技術者表彰の有無【過去4年を基本とする。各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価する。】	<p>平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した〇〇地方整備局発注（〇〇を除く）の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。</p> <p>① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり</p> <p>【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】</p>	
小計					50%	

※業務成績における評価（配点ウェイト）は、下表を標準とする。

点数帯	配点ウェイト (対満点比)
79点以上	1
78点以上～79点未満	0.95
77点以上～78点未満	0.90
76点以上～77点未満	0.85
75点以上～76点未満	0.70
74点以上～75点未満	0.55
73点以上～74点未満	0.35
72点以上～73点未満	0.20
71点以上～72点未満	0.10
70点以上～71点未満	0.05
60点以上～70点未満	0
60点未満	欠格

【②ヒアリング】

ヒアリングを通じた技術者の評価、技術提案内容の確認結果は書面審査とあわせて「実施方針等」の項目に反映させる。

なお、その際、予定管理技術者の手持ち業務量（〇件、〇円）についても聴き取りを行うものとする。

【③実施方針等】

評価項目	評価の着目点		評価ウェイト	
		判断基準		
程 実施 表 方針 ・ 其 他 ※ 施 フ ロ ー ・ 工	業務理解度	◎	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	50%
	実施手順	◎	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	
		◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	
	その他	◎	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	
○		地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。		

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

※実施方針・実施フロー・工程表・その他の記述量は原則A4・1枚とし、業務内容に応じてA4・2枚までとすることができる。

合計	100%
----	------